

## 令和4年度 第2回生駒市行政改革推進委員会 会議録

開催日時 令和4年7月4日(月) 午前10時～午前12時

開催場所 生駒市コミュニティセンター 206会議室

### 出席者

(委員) 森委員長、稲山委員、森岡委員、松山委員、新子委員

(事務局) 杉浦総務部長、知浦行政経営課長、岡田行政経営課課長補佐、島田行政経営課経営係主任

(欠席者) 高山委員、松岡委員、田中委員

(傍聴者) なし

## 1 開会

## 2 案件

### 補助金等の見直しについて

(事務局) 【資料1～資料3について説明】

(委員) 予算費目の18節には、負担金や交付金等も含まれるが、そもそもこれらの整理はできているのか。

(事務局) 18節は、負担金、交付金、補助金に分類される。負担金とは、法令又は契約等によって市町村が負担するもので、当該事業から特別の利益を受けることに対して、その一部又は全部の金額を支出するものである。県内の市町村で構成される協議会等への支出が主である。次に、交付金は、法令又は条例等により、団体等へ地方公共団体の事務を委託している場合において、事務処理の報償として支出するものである。報償として一方的に交付するという点がポイントとなるので、相手方と調整のうえ交付するものではない。最後に、補助金は、特定の事業や研究等を育成、助長するために、反対給付なく交付するものである。ポイントは、相手から反対給付としての直接的なサービスを受けないという点である。扶助費も補助金とよく似ているが、扶助費は社会保障制度の一環であるという点が大きな違いである。

(委員長) 今回の対象はそのうちの「補助金」ということか。

(事務局) そのとおりである。反対給付を受けない、特定の事業を育成、助成するものである補助金が対象である。

(事務局) 予算としては、18節に負担金等も含まれているが、細節の中で、補助金・交付金・負担金に分類している。また、新規で補助金等を創設する際は、性質によって区分しているため、混合はされていないと考えている。

- (委員) 補助金の交付要綱では、対象経費が限定されており、さらにそのうちの 2 分の 1 しか補助されない。例えば、100 万円の事業であっても、対象経費は 10 万円だけで、そのうちの 2 分の 1 補助であればたったの 5 万円しか補助されないといったことも多い。それにも関わらず、購入品一覧の作成や写真撮影など、一般的な事業者と同様の提出物が求められる。昨年度に、総合防災訓練があったが、訓練に掛かる費用の 2 分の 1 の補助金を自主防災会に対して補助するという事だった。しかし、自主防災会は予算をもたない組織であるため、自主防災会が負担する分である 2 分の 1 は実質自治会が負担している。さらに、購入できる物品も、自主防災会が本当に買いたいものが含まれていない。これでは、補助金の本来の目的を果たせていないのではないかと。また、飲食にかかる経費は補助対象外なので、お茶や弁当も出せない。補助率もだが、補助対象経費についても検討し直してほしい。また、市民にとって本当に必要な事業については、補助率を上げて良いのではないかと。
- (委員長) 自治会とは別の団体として自主防災会があるのか。
- (委員) 自治会と一体となっている自主防災会もあるし、自治会とは別組織の自主防災会もある。
- (委員長) 自治会が交付先となっている補助金が多種類あり、煩雑であるという点が課題である。現在の指針では、事業費補助を原則としているため、この煩雑さが生じているのだろう。また、資金を持たない団体に対して 2 分の 1 の負担を求めているという意見や原則 2 分の 1 補助だが、補助金の性質によって見直す必要があるのではという意見があった。事務局から何か見解はあるか。
- (事務局) 2 分の 1 補助に対する課題については担当課からも意見があった。自治会へ交付している自治振興補助金について、2 分の 1 補助は難しいという話も聞いている。
- (委員長) 2 分の 1 補助が難しい場合は、どのように対応しているのか。
- (事務局) その場合は、2 分の 1 以上の補助金を交付している。
- (委員長) 事業に応じて変えているということか。自治会に対する補助金は一本で出しているのか。それとも、事業費補助については別途申請しなければならないのか。
- (事務局) 現状は、別で申請いただく形になっている。自治振興補助金は世帯数に応じて交付しているが、別の取組をするときは、その取組ごとに申請書の提出を求めている。主な対象者は自治会だが、他の市民団体でも申請可能な補助金等もあることから、補助金ごとに申請してもらっている。また、老人会や子ども会に対しても補助金を交付しているが、老人会等の構成員は自治会員であるため、それぞれの補助金を申請する際に申請書を何枚も書かなければならないという煩雑さが生じているのではないかと考えている。

- (委員長) 子ども会と老人会に対する補助金をまとめて申請することはできないのか。
- (事務局) 担当課が違うので難しい。
- (委員長) 地域コミュニティ推進課がまとめて受付することはできないのか。
- (委員) 予算は各課で要求するが、予算確定後、地域コミュニティ推進課に予算をまとめて、一括で申請してもらえば良いのではないかと。市の中で一本化できる方法を考えるべきではないか。申請書の審査等は、個別の課で実施するという形にすれば対応できると思うのだが。
- (委員) 募金についても、昔は民生委員が各世帯から募金を集めてくれていたが、今の時代、募金を集めることは難しいので、自治会が負担することになっている。補助金を削られると、募金を出すことが難しくなる団体も出てくるだろう。
- (委員長) 補助対象経費についても課題だろう。何を対象経費に含めるべきかという点も課題点として検討してほしい。
- (委員) 対象経費を指針や要綱の中でしっかり定めてはどうか。
- (委員) 対象経費を絞るのではなく、総額の2分の1補助にしてはどうか。
- (事務局) 対象経費については、食糧費のような目に見えるものに対して補助することは難しいが、事業が進めやすいような補助対象経費となるよう、担当課で検討されていると思う。
- (委員長) 公募委員は、補助金を申請したことはあるか。どんな補助金があるか、調べたことがあるか。
- (委員) 補助金を申請したことはなく、調べたこともない。
- (事務局) 補助金については、毎年5月の広報紙に市民向けの補助金をまとめて掲載している。
- (委員) 見たことがない。掲載されていることも知らなかった。
- (事務局) 広報では主に個人向けの補助金を特集している。HPには、各担当課がそれぞれ補助金のHPを作っているが、それをまとめたページはない。自治会については、自治会ハンドブックに自治会向けの補助金を掲載している。交付対象者が分かりやすいものについては、そういった対応をしているが、対象がばらばらなものについては、各担当課でHPに掲載しているのみである。
- (委員長) HPに補助金のまとめページを作成し、カテゴリ分けをして掲載してはどうか。
- (事務局) 検討する。
- (委員) 全ての人がアクセスしやすい方法を検討すべきである。
- (委員長) 補助金をより活用してほしいということであれば、アクセスのハードルを下げることは重要だろう。
- (事務局) 対象者が限定されるものについては、個別に対応している。他にも、補助金の予算が終了しそうなときに自治会を通じて回覧するという対応をしている

補助金もある。ただし、市としてまとめたの広報はしていない。

(委員長) 公平にアクセスできるようにすべきである。補助金の性質によって分けてはどうか。

(委員) 補助金の対象者や対象経費をもっと明確にしてほしい。そうすれば、どの補助金が使えるのかがすぐに分かる。

(委員長) もっともである。終期の設定については、3年終期となっているが、何か意見はあるか。

(委員) 協議会や自治会への補助金は、3年終期というのは難しいのではないか。

(委員) 補助金一覧を見ていたが、とても3年で終われないだろうと感じる補助金が多数ある。目標として終期を設定するのは大事だが、終期が到来しても廃止できない補助金が多いように思う。

(委員長) 実態はどうか。

(事務局) 要綱上は〇年度をもって終了となっているが、また再度要綱を制定し、継続し続けているものも多い。

(委員長) 運用上何か問題になっているのか。

(事務局) そもそもサンセットには、補助金を終わらせるという意味と補助金の見直しをするという2種類の意味が含まれる。見直しについては、予算を要求する際に、毎年度担当課において、補助率や補助金額などを確認し、見直しを行っている。

(委員長) 予算査定の時にチェックをかけているということだが、その時に成果も聞かれるのか。

(委員) 終期があった方が終わらせやすいのではないか。

(委員) 予算査定でチェックする際は、どのようなポイントでチェックしているのか。財政課のヒアリングだけでチェックするのは難しいと思う。何かシステムの的にチェックしているのか。

(事務局) ヒアリングの中で、補助金の目標や要綱制定の成り立ち、目的等を聞きながら、補助金の必要性をチェックしている。

(委員) 担当者によって厳しさが異なるのではないか。

(事務局) 担当者ヒアリングのあとに、部長査定で再度チェックしている。

(委員) 資料1の設立年を見れば、ほぼ全てが3年終期で終わっていないことが分かる。確かに、ヒアリングをして線を引くことは大事だが、もっとシステムの的にすべきではないか。補助金を交付するにあたっては、目標があるべきなので、その目標が達成されれば補助金を廃止するというのはどうか。目標が達成されなければ、廃止や見直ししてはどうか。それぞれの補助金の目標を最初に設定し、その目標がどれだけ達成されたのかというのを目安としてチェックしてはどうか。ただし全ての補助金について目標を設定できるわけでは

ないので、目標設定できるものだけでも目標を設定し、その効果を見て補助金の見直しを行ってはどうか。

(委員長) プロジェクト型であれば、終期設定しやすいが、子どもたちのクラブ活動を推進する補助金などは、3年終期はあり得ない。こういった補助金は、プロジェクト型でなく持続型である。持続性を大事にするものについては、予算査定を通じて必要性等を検討される必要がある。

(委員) 子どもや高齢者に対する補助金や運営費補助のようなものは見直しすることはあっても、続けていく必要があり、一律に判断はできない。プロジェクト型のものについては、目標を設定し、目標に対する達成度によって見直しや廃止を行っていく必要があるのではないか。

(委員長) しかし、プロジェクト型の補助金はほとんどない。

(事務局) 行政改革の視点と財政の視点から予算査定をしている。また、予算査定では限られた時間の中で判断しなくてはならないが、終期を設定している補助金については、再度要綱を制定する際に、総務部長まで決裁がまわるため、その際に、目的や目標、補助の効果等をヒアリングし、整理するようにしている。

(委員) 総務部長と行政経営課と財政課の3者でシステムの予算査定前にチェックしてはどうか。そうすることで財政担当者の負担も少しは減るのではないか。夏～秋に前年度の目標値に対する達成度をチェックし、今後の方向性を決定するというシステムにしてはどうか。131の補助金のうち、国や県からの補助金があるものは何件あるのか。

(事務局) 資料がないため、分からない。

(委員) 個々の補助金の性質別一覧がほしい。

(事務局) 承知した。

(委員) 今後新設する補助金については、最初から終期を決定し、広報しておいてはどうか。

(委員長) 事業費補助になると、間接費に対する補助が漏れてしまう。例えば、国から研究費の補助を受ける際は、間接費という項目がある。研究費については対象となる分野が限定されるが、それ以外の一般性の高いものに対する支出については、間接費として一定の割合が認められる。事業費補助を増やしてしまうと、間接費に対する補助が絞られてしまい、対象者の負担が増えてしまうということにならないか。

(委員) 積極的に活用されることが最大の目的なので、このような利用の仕方があるといったことを積極的に周知してもらいたい。また、宿泊料のうち飲食代などは補助対象にならないので、領収書をもらうときに、宿泊料だけの領収書を別に作ってもらわないといけない。対象経費一覧を作成するので、領収書

は一括のもので認めるという形にしてほしい。対象者がもっと活用しやすいように、考え方を柔軟にすべきである。

(委員長) 目の前の規程に適合しているかどうかという考え方になりがちである。

(委員) 市としては、申請が出てきた際に、できるだけ速やかに補助金を交付しようと思うと、きっちりした書類が揃っている方が良いと考える。市民側の立場になってはじめて、申請のややこしさが分かった。そのギャップをいかに縮めていくかが重要である。監査等があるので、ある程度のルールは必要だが、ここまでは簡潔化できるのではないかといった検討をしてみしてほしい。

(委員長) できるだけ緩められる方法を検討するという点が行政の役割だと思う。

(委員) 厳しい指針にしてしまったがために、足枷になってしまっている。例外になるものを市役所の中できっちりした形でルール化し、分かりやすくしておくべきである。こういった補助金については、終期設定は不要というルールにしても良いのではないか。ただし、目標を設定し、その目標に沿って補助金を交付できているかをチェックする必要がある。

(委員) チェックする際には、一部分だけの意見でチェックするのではなく、大きな視点でチェックしていくべきである。

(委員長) 今日の議論と次回の議論を受けて、事務局でまとめてもらう。

## その他

(事務局) 第3回会議について8月上旬に開催予定である。後日、日程調整させていただきたい。

## 閉会